

議案第28号

三朝町行政組織条例の一部改正について

次のとおり三朝町行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月22日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町行政組織条例の一部を改正する条例

三朝町行政組織条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所掌事務) 第3条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 （1）～（5）略 （6） 企画健康課 ア～エ 略 オ <u>自治体DX</u> の推進に関すること。 カ～ク 略 ケ <u>移住・定住に関すること。</u> コ 略 （7） 観光交流課 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 （8） 略	(所掌事務) 第3条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 （1）～（5）略 （6） 企画健康課 ア～エ 略 オ <u>情報化</u> の推進に関すること。 カ～ク 略 ケ 略 （7） 観光交流課 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 <u>オ 移住・定住に関すること。</u> カ 略 （8） 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。